

笑顔も守る 浜名湖ルール

岸から
200m以内での
遊走禁止

水上
オートバイは
午前8時から
日没まで

航行ルール順守で
楽しさ無限大!

水上オートバイ
モーターボートの
遊走区域順守

期間指定
遊走区域
7~9月の
土・日・祝・休日

期間指定
遊走区域
7~9月の
土・日・祝・休日

遊走区域
通年遊走可

水路

レジャー船・
釣り自粛協定区域



水路内での
釣り禁止



合河口での
釣り自粛

みなさまの安全対策費は、通航届出・安全パトロール・水路案内標識の維持管理・公共マリーナ等の管理運営・放置艇対策などに役立てています。

通称番号 09
12118



公益財団法人 浜名湖総合環境財団

〒430-0929 浜松市中央区中央一丁目12番1号 静岡県浜松総合庁舎10F TEL.053-458-6043
http://www.hamanako-zaidan.or.jp/

詳しくは財団HPへ



ルールを守りましょう!



OK



OK



NO

海水浴場には近づかない



NO

漁業者等に迷惑をかけない
漁業施設・操業中漁船・釣り船の付近、マリーナ内はスロー航行(引き波を小さく)

見通しの悪いところは最徐行

1～3番鉄橋、松見ヶ浦、猪鼻湖、内浦湾入口等

ライフジャケットの着用

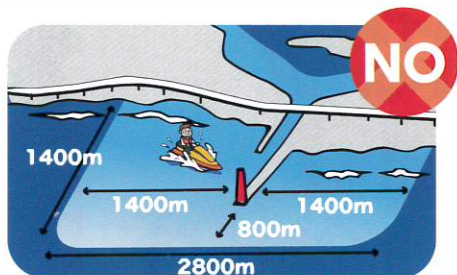
船長は原則すべての乗船者にライフジャケットを着用させる義務があります。

モーターボート・水上オートバイ利用者



OK

遊走区域内で遊びましょう。



NO

今切口付近、協定水域での遊走・釣りは自粛しましょう。



NO

夜間航行は禁止されています。(バーハンドルモーターボートを除く)

釣り船利用者



NO

水路内での釣り、二丁錨はやめましょう。



NO

のり、かき棚に係留しない。



NO

鉄橋付近での釣りは大変危険です。絶対にやめてください。



令和3年
4月1日から
**静岡県河川
管理条例**
が適用
されました!

浜名湖の水上オートバイ通航ルール

制限水域での通航

通航可能時間	午前8時から日没時まで。
通航方法	蛇行、急発進等により漁業者その他の河川使用者の使用に支障を与えないこと。
罰則	違反した場合は、3万円以下の罰金に処されることがあります。
制限水域	●岸から200m以内 ●細江湖、猪鼻湖 ●制限水域杭より南側

期間指定制限解除水域

7～9月の土・日・祝・休日

細江湖、猪鼻湖のアンカーブイより南側で岸から200m以上離れた水域(「静岡県」の旗に囲まれた水域)

- 今切口より南側(遠州灘)のレジャー船・釣り自粛水域での遊走は、引き続き、自主規制ルールにより禁止されています。
- 水上オートバイ以外のプレジャーボートの通航ルールは、変更ありません。
- 通航の届出は、これまで通り必要です。